

令和2年度 鶏卵の試買調査の結果 について

1 調査の目的

当協議会は、生食用として一般消費者に販売される国産殻付き鶏卵の表示の適正化を図るため、平成21年に公正取引委員会の承認を得て設立されました。

当協議会では毎年、公正マークの付された商品の中から市販品買い入れ調査を行い、表示の確認を行っています。また、公正マーク以外の商品についても試買を行い、その表示が公正競争規約や食品表示法に適合しているかどうかの確認を行い、不適当と判断されるものについては、これを是正するよう働きかける活動を行っています。

2 調査の実施

(1) 調査対象鶏卵

全国地域婦人団体連絡協議会にご協力を頂き、無作為に量販店等で購入した40商品。

これらの商品の事業者数は28社で、うち鶏卵公正取引協議会の会員数は7社であり、4商品が公正マーク品であった。

40商品のうち栄養表示卵等は22商品、その他の普通卵は18商品であった。

購入地域は、北海道・東北地域5商品、関東甲信地域10商品、中部・近畿地域10商品、中四国地域10商品、九州・沖縄地域5商品であった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は令和2年11月24日～27日

(3) 調査項目及び方法

前回の調査より「表示」の適正状況に焦点を当てるため、ラベルに記載してある事項について適法性、妥当性の確認を行っている。このため平成30年まで実施していた表示以外の項目（ハウユニット等の品質項目）は実施しなかった（品質の確認に関しては、毎年夏に実施している鶏卵規格取引協議会による割卵検査で重点的に確認を行うこととする。）

①ラベルの表示内容チェック

- 1) 食品表示法および食品表示基準にラベルの表示内容が適合しているか
- 2) 公正競争規約及び施行規則に表示内容が準じているか
- 3) 農水省規格品に関しては、鶏卵規格取引要綱に準じた表示がなされているか

なお、各基準による表示必要項目は以下の通り。(○印が表示必要項目)

	食品表示基準	鶏卵規格取引要綱	公正競争規約
	法律	農水規格品に適用	業界自主ルール
①名称	○	○	○
②原産地	○	○	○
③内容量		SS~LL かつ ○g以上○g未満	SS~LL または ○g以上○g未満 または 正味重量
④等級		農水規格 10kg箱のみ	規格取引要綱による (農水規格10kg箱のみ)
⑤賞味期限	○	○	○
⑥保存方法	○	○	○
⑦使用方法	○	○	○
⑧採卵者又は選別 包装者の氏名住所	○	○	○
⑨卵重計量責任者		農水規格 パック詰鶏卵	規格取引要綱による (農水規格パック詰鶏卵)
⑩容器識別マーク	○	○	○

(注)食品表示基準は法律であり、遵守必要事項となっている。一方、鶏卵規格取引要綱、鶏卵公正競争規約は、任意の規格である。したがって、内容量の表記に関しては、無記載でも食品表示基準が必須表示としていないため問題とされない。

②内容量確認(個卵重の計量)

重量については、計量はかりにより個卵重の測定を行った。

③栄養表示卵等の成分分析(鶏卵は栄養成分表示は任意)

栄養成分が表示されている商品について、一般財団法人日本食品分析センターにて分析を行っ

た。

分析試験を実施した項目は、次表のとおり。

試験項目	件数
ビタミンA	0
ビタミンD	4
ビタミンE	19
ビタミンK	1
ビタミンB12	1
α -リノレン酸	0
DHA	1
EPA	1
ヨウ素	0
葉酸	1
アスタキサンチン	1
合計 8栄養素	29

(ここでは色調強化剤のアスタキサンチンを便宜上、栄養素として掲載した)

3 調査結果の概要

(1) 名称

「名称：鶏卵」と表示することとなっている。

栄養表示卵には全て「鶏卵」と表示されていたが、普通卵3商品は「鶏卵」の表示が無く、「健康たまご」「有精卵」「地玉子」等と表示されていた。食用卵としては他にアヒル、カモメ、キジ、ウズラ等もあるため、規則通り「名称：鶏卵」と記載するのが望ましい。

また、農水規格品と表示されているものにも「鶏卵」表示がないものがあり、農水品規格とする上では規格通り、「鶏卵」と表示するべきであると考え。

(2) 原産地

国産または〇〇県産等と表示すべきところ、全ての商品において記載がなされていた。

栄養表示卵では、国産表示17、都道府県表示7、普通卵では国産表示9、都道府県表示9となっていた。

(3) 内容量

食品表示基準では、鶏卵が計量法の特定商品に指定されていないため、内容量記載は必須ではないとしている。農水省規格では、卵重区分(SS~LL)及び卵重範囲(0g~0g未満)の両方を記載することになっている。公正競争規約では、卵重区分、卵重範囲、正味重量のいずれかを記載することとしている。

鶏卵において内容量は、0個入りと入り数を表示するケース、個卵重をサイズ(SS~LL)で表示するケース、0g~0g未満と個卵重範囲で表示するケース、パック総重量を0g以上と表示するケース及びそれらの組み合わせで表示するケースと全く表示しないケースが見られる。(下記図参照)

栄養表示卵では、0個入りと表示しているものが21商品あり、あわせて、MS52g~LL76g未満表示が19商品、52g~76g未満表示が2商品、M~LL(58g~76g)表示が1商品あった。

普通卵では、0個入りと表示しているものが8商品、あわせて、MS52g~LL76g未満及び580g以上と表示されているものが1商品、MS52g~LL76g未満及び総重量610g以上と表示されているものが1商品、52g~76g表示が1商品、MS52g~2L76g未満表示が1商品、農林水産省規格品(卵重区分、卵重範囲表示)が3商品、全く内容量を表示していないものが2商品あった。このうち、2LはLLのことだと考えられるが、2L表示は鶏卵では公的な裏付けはないため、LL表示とするのが望ましい。

ここで注目されるのは、ほとんどが52g~76gの範囲であり、これは農水省の規格内に収まっていることを示しており、厳密な重量区分を示す意図はないと思われる。

また、全く内容量を表示していないものは、公正規約上は規約外であるが、法律である食品表示基準上は記載が無くても良いので、特に問題とはならない。

		栄養表示卵	普通卵	合計
入数表示	0個入り表示	21	8	29
個 卵 重 表 示	MS52g~LL76g未満	19	1	20
	52g~76g未満	2	1	3
	M~LL(58g~76g)	1		1
	MS52g~LL76g未満580g以上	0	1	1
	MS52g~LL76g未満610g以上	0	1	1
	農水省規格品	0	3	3
	表示なし	0	2	2

表示された内容量表記のうち、卵重範囲規格外のものは1商品中1個のみにあった。

これは下限値52gに対して51gであり、1gの量目不足であった。

以上のように、概ね表示されている卵重規格は満たされており、これも基本的に卵重範囲を幅広く設定しているためだと考えられる。

(4) 賞味期限

40商品すべてに賞味期限は表示されていた。

うち、パック日を併記したものが7商品、産卵日を併記したものが5商品、採卵日を併記したものが1商品あった。賞味期間設定との兼ね合いから消費期限だけでなく、採卵日を併記することで消費者に商品選択情報を提供していることは望ましいことだと考える。

また、ラベルに消費期限を記載しているもののほか、令和元年に表示として認められた卵殻印字を行っているものが1商品あった。

(5) 保存方法・使用方法

保存方法：「お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください」等、使用方法：「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分加熱してからお召し上がり下さい」等と具体的に記載することになっている。

全ての商品に上記保存方法、使用方法が適切に記載されていた。

(6) 採卵者または選別包装者の氏名または名称および住所

栄養表示卵では選別包装者だけの表記が13商品、採卵者と選別包装者の併記表示が9商品、採卵者のみの表示は0であった。普通卵では、選別包装者だけの表記が12商品、採卵者のみの表記は2商品、両方併記は1商品だった。

普通卵の1商品に企業名は表示してあるものの、それが採卵者なのか、選別包装者なのか、販売者なのか表示されていないものがあった。トレーサビリティの観点からは、サプライチェーンの位置付けを明確にし、選別包装者等を表示するのが好ましいと考える。

(7) 卵重計量責任者

卵重計量責任者は、農水省規格品に求められる表示である。

農水規格品3商品には全て卵重計量責任者の表示があった。

農水規格品以外の商品では、卵重計量責任者は任意表示であるが、農水品を除く普通卵15商品中12商品に卵重計量責任者の記載があった。

栄養表示卵では、22商品中20商品に卵重計量責任者の記載があり、2商品に記載がなか

った。

内容量または1個当り卵重を表示した場合でも、その計量の責任者（卵重計量責任者）を記載することは必須ではないため、問題とはならない。

(8) 文字サイズ

表示可能面積が、150㎟以上ある場合は8ポイント、それ未満の場合は5.5ポイント以上の文字サイズで表記すべきことが規定されている。

また、農水規格品については、表示可能面積に関係なく「名称」および「原産地」については8ポイント以上とされているので、要注意である。

今回の調査では、上記文字サイズを満たしていないと思われるものが散見された。食品表示基準違反のみならず、消費者にとっても読みづらいため、記載事項を絞り込み、表示文字を大きくすることが求められる。

(9) 栄養表示

①栄養成分表示と分析値：下記表のように、全ての商品、全ての項目について分析値は表示値を上回っていた。これは表示値を下回らないように余裕をもって栄養成分表示をしているためと思われる。一方、栄養成分表示には許容差範囲があり、上限を上回るものもあった。

試買商品 分析値 一覧

商品	栄養成分	単位	表示値	分析値	許容差範囲	上限値	範囲内
1	ビタミンE	mg	10.0	14.1	-20%~+50%	15	○
2	ビタミンE	mg	10.0	16.5	-20%~+50%	15	過剰
	ビタミンD	μg	3.5~9	4.2	-20%~+50%	3.5~9	○
3	ビタミンE	mg	10.3	14.4	-20%~+50%	15.5	○
	ビタミンD	μg	5.3	7.8	-20%~+50%	8.0	○
4	ビタミンE	mg	5.0	12.5	-20%~+50%	7.5	過剰
5	ビタミンE	mg	5.0	14.1	-20%~+50%	7.5	過剰
6	ビタミンE	mg	10.0	13.1	-20%~+50%	15	○
7	ビタミンE	mg	10.0	10.6	-20%~+50%	15	○
8	ビタミンE	mg	6.0	6.0	-20%~+50%	9	○
9	ビタミンE	mg	11.7	13.3	-20%~+50%	17.6	○
10	ビタミンE	mg	12.1	17.7	-20%~+50%	18.1	○
11	ビタミンE	mg	10.0	12.5	-20%~+50%	15	○
12	ビタミンD	μg	5.0	5.7	-20%~+50%	7.5	○
13	ビタミンE	mg	10.0	13.7	-20%~+50%	15	○
14	ビタミンE	mg	10.0	10.8	-20%~+50%	15	○
15	ビタミンE	mg	10.0	10.3	-20%~+50%	15	○
16	ビタミンE	mg	10.0	11.7	-20%~+50%	15	○
17	ビタミンE	mg	16.1	22.8	-20%~+50%	24.2	○
	ビタミンB12	μg	5.1	6.1	-20%~+80%	9.2	○
	葉酸	μg	93	98	-20%~+80%	167.4	○
18	ビタミンE	mg	16.2	21.7	-20%~+50%	24.3	○
19	アスタキサンチン	mg	0.1~0.2	0.19		0.1~0.2	○
20	ビタミンE	mg	3.0	4.5	-20%~+50%	4.5	○
21	ビタミンE	mg	3.0	5.3	-20%~+50%	4.5	過剰
22	DHA	g	0.359	0.38			
	EPA	g	0.04	0.06			

②ナトリウム表示のみで、食塩相当量表示なし：食品表示基準違反で問題である。

③栄養強調表示である「含む」「含有」「豊富」「強化」「〇倍」の表現が多かった。

食品表示基準では、栄養強調表示する場合の基準が定められており、この水準を満たしていることが必要になる。

今回の商品中には、不適切な表示は確認できなかった。

④「栄養機能食品」表示が7商品、「機能性表示食品」表示が1商品あった。これらは要件を満たしていることを前提として、表示方法が定型化されているため、いずれの商品も表示に問題はないと思われる。

但し、栄養機能食品における栄養成分値については、「合理的な推定により得られた一定の値」であっても表示できないことになっているため、分析値または類似性が高いデータベースから引用するなどの推定値以外の値を表示する必要があり、注意が必要である。

(10) その他

①国際第三者認証取得（農場 HACCP）表記：1商品に認証表記があった。審査機関によると、受審組織は製品、サービスまたはプロセスが認証されていると誤解を招く恐れのある方法において、登録の公表を行うことはできない。個々の製品が認証されたと誤解をされるのを防ぐため、製品それ自体あるいは梱包に使用できない、とあり、認証取得表示に関しては、慎重に行う必要があると考える。

②サルモネラ（ワクチン）対策の実施：サルモネラワクチンの接種率については詳細な統計はないものの、現在40～60%程度と想定され、未だ完全実施状況ではないため、特別な対策を実際に行っている事実がある場合は、表記しても問題ないとする。

③「有精卵」表示：有精卵表示を行っているものが2商品あった。ただし、「有精卵」の表示以外に説明を付したものは記載されていない。

公正競争規約では、雌100羽に対し、雄5羽以上により混飼し、自然交配によって受精可能な飼育環境であることが確認された場合に限り表示することができる。この場合、雌雄の割合を明記するとともに、有精卵ではない鶏卵が含まれている可能性がある旨（または有精卵となる確率）を付記しなければならないとしている。有精卵を表示する上では、上記内容を記載する必要がある。

④資源有効利用促進法に基づく「識別マーク」に関して。農水規格品以外には適切に識別マークが表示されていた。農水規格品は3商品のうち2商品に識別マークが表示されていなかった。

農水規格品の内封ラベルについては、容器包装リサイクル法では容器とみなされないため識別マークの表示義務はない。また、透明プラスチック容器についても「無地容器」であるため、表示義務が免除されているものと考えられる。

資源の有効活用、正しい資源リサイクルの視点からは、表示義務はなくとも、消費者への適切な情報提供を行うことが望ましいと考える。

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が明らかに又は著しく不適切ではないかと確認された会員に対しては、鶏卵公正取引協議会事務局から文書等で改善のための照会や提案等を行うこととしているが、今回の調査では該当がなかった。

また、会員以外の事業者で明らかに不適切であると判断されたものについての今後の対応を、当協議会内で協議することとしている。

※なお、調査結果の評価に関しては、通常会員証紙審査委員会委員による確認を経ているが、今年度の調査結果の評価に関しては、証紙委員会委員による確認を行わず、証紙委員会委員長と事務局により評価を行ったものである。

昨今のコロナ感染状況を鑑み、ご了解の程、お願い致します。

以上